

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
平成30年第3回設楽町議会定例会(第2日)会議録

平成30年9月6日午前9時00分、第3回設楽町議会定例会(第2日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 加藤弘文 | 2 今泉吉人 | 3 河野 清 |
| 4 松下好延 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 金田敏行 | 12 伊藤 武 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男	代表監査委員	黒柳俊彦
総務課長	原田直幸	出納室長	金田伸也
企画ダム対策課長	澤田周蔵	津具総合支所長	清水孝芳
生活課長	久保田美智雄	産業課長	鈴木浩典
保健福祉センター所長	遠山雅浩	建設課長	金田敬司
町民課長	大須賀宏明	財政課長	原田 誠
教育課長	村松静人		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木智則

5 議事日程

- 日程第1 報告第8号
平成29年度設楽町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第2 報告第9号
平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第3 同意第3号
設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第44号
設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例の制定について
- 日程第5 議案第45号
平成30年度設楽町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第46号
平成30年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第47号

- 平成30年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第48号
平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第49号
平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 認定第1号
平成29年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号
平成29年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号
平成29年度設楽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号
平成29年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号
平成29年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号
平成29年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号
平成29年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第8号
平成29年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第9号
平成29年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第10号
平成29年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第11号
平成29年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第12号
平成29年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第13号

平成29年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

会 議 録

開議 午前9時00分

議長 皆さんおはようございます。ただいまから会議を始めます。本日の会議にあたり、代表監査委員の黒柳俊彦さんも出席をいただいております。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成30年第3回設楽町議会定例会(第2日)を開会します。

本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

7熊谷 おはようございます。4日の第1日の議会がですね、今まで例のないことでしたが、台風の接近ということで中断をされましたので、あらためて議会運営委員会を開きまして、その結果を報告をしたいと思います。平成30年第3回定例会(第2日)の運営について、9月4日に議会運営委員会を開催した結果を報告します。本日の日程はお手元の次第のとおりでございます。第1日目に提案された案件、町長提出22件について審議します。確認のため申し上げますが、日程第1、報告第8号から日程第4、議案第44号までの4議案は順次1件ごとに上程し、日程第5、議案第45号から日程第9、議案第49号までの5議案を一括上程することに変更はありません。また日程第10、認定第1号から日程第22、認定第13号までの13議案は決算で一括上程し、決算特別委員会を設置して審議することに変更ありません。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ここで、議事日程の前に横山町長より挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。本日は議会初日に予定をされておりました議事日程が、台風21号の襲来により、急きょ「町民の安全を確保するための対応を優先する。」という判断の下、日程変更となり、本日、あらためて初日に予定をされていた議案審議を行っていただくこととなりました。議員の皆さん方には、公私とも御多忙のなか、議会初日の継続審議、また本日予定をされております決算審査の開催にあたり、こうして御参集をいただきまして誠にありがとうございます。

台風21号が四国から大阪地方へ上陸したということで、我々の住む東海地方へも強風と大雨が重なり大変心配をしたところです。近畿地方では、強風や高潮の被害が多発をしており大きな被害が発生をしました。また、設楽町も緊急非常配備を2班体制で整え対応を図ったところであり、幸い人災に関わる被害はありませんでしたが、倒木による道路の通行止めや電線の切断による停電が発生をし、昨日まで復旧作業に努めた結果、今はほぼ復旧している状況ですが、県道瀬戸設楽線が土砂崩落により通行止めとなっており、現在復興に向けてこれに対応をし

ております。聞くところによりますと、本日中にはこれも回復できるというふうにも聞いております。また、台風が襲来した4日には避難をされた方たちが町内全域で21名ありました。指定の避難所や近隣のお宅へ避難をされた方もみえましたが、5日の朝には全員自宅へ戻られ、大きな事故等にはなりませんでした。今回の台風は強風また大雨、特に津具地区において午後11時から12時の間で時間雨量51mmが降ったということにもかかわらず、甚大な被害とならなかったということで、また農作物への被害も名倉東部地区で田んぼの畦畔が崩れたところが1件ありましたが、大きな被害にはなかったということで安堵したところであります。

また、昨夜は北海道で震度6強の地震が発生をし、大きな被害となっているようです。被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

今後こうした台風・地震など自然災害がいつどこで起きるかわかりません。我々の地域で発生しないことを願うわけですが、普段から有事が発生したことに備え、適宜迅速な対応を図ることへの準備を怠らないようこれに努めてまいります。

以上、今回の台風21号の状況を報告させていただき、挨拶といたします。

議長 日程第1、報告第8号「平成29年度設楽町一般会計継続費精算報告書について」を議題とします。本案について説明を求めます。

副町長 それでは、報告第8号「平成29年度設楽町一般会計継続費精算報告書について」、地方自治法第212条の規定による継続費で、平成28年度、29年度の2か年において実施しました田口宝保育園改築費補助事業が終了し、実績額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき別紙のとおり継続費精算報告書を調整し、議会へ継続費の精算を報告するものであります。

補助金実績額につきましては、入札不調における設計変更による保育園改築事業費の減に伴い、町補助金にかかる全体計画額246,300千円に対し、執行額は233,397千円で12,903千円の減となり、また特定財源につきましても国庫補助金が6,000千円増額となったことに伴い、過疎債を19,000千円減額しています。以上です。

議長 ただいま報告の説明がありました。質疑を行います。質疑はありますか。
(質疑なし)

議長 質疑なしです。これで質疑を終わります。報告第8号は、終わりました。

議長 日程第2、報告第9号「平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。本案について、説明を求めます。

副町長 報告第9号「平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について」、地方

公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、8月1日、両比率について監査委員の審査に付し別添の意見書をつけて議会へ報告するものであります。

まず、1の健全化判断比率については、地方公共団体の財政状況を客観的に判断するものとして法律に基づき4つの財政指標が定められたもので、いずれの比率も下段の括弧内に記載する政令で定める早期健全化基準数値を下回っており、町財政が健全な状況であることを示しています。実質赤字比率は、一般会計と町営バス、つぐ診療所の特別会計を合わせた3会計が該当し、連結実質赤字比率は、一般会計と財産区を除く特別会計が連結対象で、それぞれ赤字の程度を指標化するものであります。いずれの会計とも実質収支に赤字はありませんので、両方とも算定されていません。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金を標準財政規模で除して算出するものですが、数値が大きいほど公債費の占める割合が高く、返済の危険度が増すことを示しています。算定数値は3か年平均で表していますが、27年度から29年度までの平均値は8.9%で、前年度の9.1%と比較し少し下がっており、基準の数値を下回っています。将来負担比率は、現在抱えている借入金、借入金等の大きさを標準財政規模で除したもので、平成27年度から継続しまして算定数値はありません。

次に、2の資金不足比率については、公営企業の資金不足を事業規模と比較して指標化するものですが、設楽町で該当するのは簡易水道特別会計、農業集落排水特別会計及び公共下水道特別会計の3特別会計になりますが、いずれも資金不足はありませんので、算定数値はなく「-」で表示しています。以上です。

議長 次に、監査委員の御意見を、黒柳代表監査委員にお願いします。

代表監査委員 平成29年度の財政健全化審査及び平成29年度公営企業会計経営健全化審査について意見書により説明します。具体的には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づいて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率、さらにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果です。

始めに、財政健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼において、平成30年8月1日に実施しました。相対的な意見として、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として、実質赤字比率の早期健全化基準は15%ですが、平成29年度の実質赤字額はありません。次に連結実質赤字比率の早期健全化基準は20%であるところ、連結実質赤字額もありません。また、平成29年度の実質公債費比率は8.9%であり、早期健全化基準の25%を下回っています。続いて、将来負担比率の早期健全化基準は350%ですが、将来負担比率は算定されていません。よって、是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありません。

次は、公営企業会計経営健全化審査についてです。審査の概要として、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼におき、平成 30 年 8 月 1 日に実施しました。相対的な意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見として、簡易水道等特別会計と農業集落排水特別会計及び公共下水道特別会計の資金不足比率の経営健全化基準は 20% ですが、平成 29 年度の資金不足額はありませぬ。よって、是正改善を要する事項として指摘すべき事項はありませぬ。健全化審査の結果は以上です。

議長 ただいま、報告の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。質疑を行います。質疑はありませぬか。

2 今泉 今、健全化判断比率のことをお聞きしたのですが、27 年が 9.5%、それから 28 年が 9.1%、そして 29 年度が 8.9% ということで、全体で 0.6% 改善はされているのですが、この改善された要因はどのようなことで、詳細にお願いしたいのですが。

財政課長 お答えします。実質公債費比率は先ほど副町長が説明したように、借入金額に対する資金繰りの状態を指標化したものであります。で、具体的に言いますと、分子が一般会計の地方債元利償還金、それから特別会計へ地方債の元利償還金を財源とするため、一般会計から繰出金を出します。その合計の金額です。それから分母が、いわゆる標準財政規模というのをベースにしまして、そこから元利償還金にかかる基準財政需要額算入額を控除します。ということで、算式はこうなります。で、先ほども申しましたように、平成 29 年度が 8.9、28 年度が 9.1、で 27 年度が 9.5 ということで、少しずつ下がっておりますが、これは分子のほうで言いますと、元利償還金が減少しているからです。それから分母のほうでも、標準財政規模が小さくなってくると下がってきますけれども、分子の減り方よりも分母の減り方のほうが大きいため、少しずつ減少しているという状況になります。ただこれが元利償還金が大きく影響しますので、将来的に元利償還金が大きくなれば当然上昇してきます。現在のところ、まだ借り入れている金額が少ないもんですから、当面の間はいいですけども、例えばこれが 6 億だとか 7 億という借入金を続けますと、やがては上がってくるという状況になります。以上です。

議長 他にありませぬか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第 9 号は終わりました。

議長 日程第 3、同意第 3 号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 同意第 3 号「設楽町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ

て」、次の者を設楽町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。本議案は、後藤昌代委員の任期が平成30年11月9日で満了しますが、教育行政に関する経験と高い識見を有していますので、引き続き教育委員会委員として任命するため、議会の同意を求めるものであります。なお、任期は当該法律第5条第1項の規定に基づき、平成30年11月10日から4年間であります。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。同意第3号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。同意第3号の採決をします。

採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第3号は、同意することに決定しました。

議長 日程第4、議案第44号「設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第44号「設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例の制定について」、地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出するものであります。制定理由は、認知症の人にやさしく住み慣れた環境の中で、安心して暮らすことができる地域づくりを実現するための理念条例であり、町民、事業者、認知症医療・介護等に携わる関係機関及び町の果たすべく役割、責務を明らかにするとともに、認知症に関する施策及び取り組みを総合的に推進するためのものであります。なお、本条例につきましては、先の議会全員協議会で説明しましたので、本日は条例の目的、基本理念等、主要な条文について、町民課長から説明します。

町民課長 それでは説明いたします。ただいま副町長が言いましたように、まず目的のほうです。目的のほう、第1条で定めております。「この条例は、認知症の人にやさしい地域づくりの理念を定め、町民、事業者、関係機関、この関係機関は全員協議会の折、御指摘がありましたので、ここ関係機関というのを追加しております。及び町の役割を明らかにすることにより、認知症に関する施策および取り組みを総合的に推進し、もって認知症の人にやさしい地域づくりを実現することを目的とします。」。

次、定義のほうで、こちらのほうも全員協議会のほうで御指摘がございました

ので、今回、「町民」、それから「事業者」、「関係機関」の定義についてここに追加させていただきました。

次、3条のほうの基本理念になります。こちらのほうも「関係機関」を追加いたしまして、「町民、事業者、関係機関及び町は、次に掲げる認知症の人にやさしい地域づくりに関する基本理念に基づき、取り組みを推進するものとする。」で、ここは3号によって規定しております。で、2号のほうにありますけれども、全員協議会の折とはちょっと違った内容になっているのは、「認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、尊厳をもって」という「尊厳をもって暮らし続けることができる社会の実現を目指すこと。」ということで、こちらは「尊厳をもって」という言葉を追加しております。

それから、あと、全協の折に、前文のほうで5行目のところ、「このため、認知症の人が住み慣れた環境の中で自分らしい暮らし」ということが議題になったんですけれども、ここを「住み慣れた環境の中で地域の一員として暮らしていくことができるよう、」というふうに改めております。

それから、もう1つ改めたのは、最後のほうの10条になりますけれども、10条の第4項です。「町は、認知症と診断された人による事故等について、本人及びその家族に対し、必要な支援を行うことができるものとする。」としておりますが、全員協議会の折には「別に定めるところにより」という文言が入っておりました。で、これにつきましては、補助金とか交付金ということで支援をするということではなくて、扶助的な考えにしたいと思ひまして、そうすると特に補助金の交付要綱とか定める必要はございませんので、この「別に定めるところにより」という文言を削除して、このような表現にさせていただきました。その他の内容については、特に全協の折御説明した内容と変わってございません。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第44号の質疑を行います。質疑はありますか。

2今泉 全員協議会でもいろいろなことを聞きました。認知症の判断基準とか全協で聞きましたけれども、第9条ですね、「認知症の予防に関する施策」と書いてありますが、その中で1項目目で、「環境の整備」だとか、「認知機能検査の実施」と書いてありますが、この検査の実施というのはどのような方に対して検査を実施するのか。例えば警察だと、現在、特定違反がありますわね。あれ違反すると、75歳以上の方は認知症の検査をします。それによってもし認知症と認められると、医者に行ってまたそれで調べてもらってということですが、この設楽町の今この言われた認知症機能検査の実施というのは、そういう年代別なのか、何かそういう基準があって実施するのか、それをお聞きしたいのですが。

町民課長 例えばですね、住民健診の折に、そういった簡易なものを追加するだとか、あとですね、全協の折もちょっと説明をしたのですが、認知症カフェみたいなところで、看護師さんとか常駐しますので、そういったところで検査をしてい

ただくとかですね、どういったことに触れるから検査をするというのではなくて、予防的な面で、例えば介護予防団体が毎月行ってみえるような活動の中で、こういった検査みたいなものができるような仕組み、そういったことをこれから行政とか、保健の関係とか介護の施設の関係とか、そういったものが一緒になってですね、そういったことを進めていきたいということでもあります。

2 今泉 検査というのは、そういう方が出て任意でその過程に対して行うということですかね。

町民課長 この条例自体はですね、この条例で何々を具体的に行うというものではなくて、認知症の人に対するですね、町全体としての認識とか、これからどういふふうにあるべきかという理念を定めるものでありますので、この条例で、こうなったから検査を強制的にやるだとか、それとか、もう必ずなんかの健診の折に検査をするだとか、そういったものではなくて、今後ですね、関係機関と一体となって、こういった認知症の人に対する検査だとか要望を進めていくという基本になるものですので、細かい内容につきましては、これからいろいろ定めていくということになります。

議長 ほかにありませんか。

6 高森 すみません。第9条の3項の、たぶんこれ認知症に関する規定だと思うのですが、これはゆたかとかそれから愛厚とか、そういうほぼ公的に近いようなそういう施設でのみそういう運営することを援助するのか、それともこの地域組織に関しては公的施設を利用するとか、そういう利用に限定的なものを設けるのかどうかについてお願いします。

それからもう1つ10条の4号の事故に関してですが、想定される事故はどういうものがあるか、ちょっとそのへんの想定をお願いします。

町民課長 まず9条の第3項のほうの地域組織については、一番想定しているのは、今町内に18団体あります介護予防団体の活動であります。それからもちろん、例えばゆたか福祉会だとか、社会福祉協議会が進めていることもそうですし、そういった組織が行うものに対してということをご想定しております。

それから10条の第4項につきましては、例えば以前ありました、大府市でありました列車事故ですね、認知症の人がですね、列車にはねられたというような事故とか、あとその他交通事故ですね、そういったものを想定しております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第44号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第44号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第5、議案第45号「平成30年度設楽町一般会計補正予算（第2号）」から日程第9、議案第49号「平成30年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第1号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第45号から49号まで、一般会計及び4特別会計の補正内容について一括で説明させていただきます。議案第45号の一般会計補正予算について、まず説明します。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ127,843千円を追加し、予算総額を6,818,287千円とするものであります。第2条の地方債の補正につきましては、4ページの第2表地方債補正における起債の目的欄に掲載する各々の事業について、総額で91,924千円を起債限度額として追加する補正であります。詳細については、後ほど歳入で説明しますが、小規模林道改良事業は、今年の6月補正で事業費を追加補正した7整備路線の財源として、今回過疎債を33,100千円を追加計上するとともに、農道及び町道の改良工事については、それぞれ事業費の補正に伴うものであります。なお、やすらぎの里施設改修事業及び災害復旧事業については、新規計上であります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書12、13ページをお開きください。今回の補正は、一般会計、4特別会計ともに、各款において人件費補正を計上していますが、主に本年4月の職員人事異動に伴う給与補正でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。なお、本年度も8月10日に人事院から給与改定の勧告が出されましたので、秋に開催予定の臨時国会により法案が結審され次第、所要の条例改正及び給与の補正予算を上程させていただきますので、御承知置きくださいますようお願い申し上げます。それでは、2款総務費1項5目企画費は、来年秋開催見込みの国際ラリー選手権大会において、町内コースが計画されていますので、大会の普及及び準備費用として、今後設置予定の実行委員会に要する費用をはじめ、消耗品及び啓発用チラシの作成、高山市で開催される全日本大会への視察旅費等を新規計上するものであります。6目移住定住推進費は、新たな地域おこし協力隊1名を10月から採用することに伴い、協力隊員の居住環境整備向上のため、住宅修繕費をはじめ、インターネットシステムの利用料、北設情報ネットワーク引込工事負担金及び水道加入負担金を新規計上しています。14ページ、第3項1目戸籍住民基本台帳費は、人件費補正のほか改ざん防止用紙、火葬遺体輸送車等の利用許可申請書及び戸籍等の封入封筒の在庫が不足し、年度内対応ができないことから、今回コスト削減を図るということで、それぞれ5年分まとめて作成するため印刷製本費を854千円増額するものです。5項統計調査費1目統計費は、経済センサス調査にかかる県委託金交付額の確定に伴い調査に要する需用費を19千円増額するものです。3款民生費1項3目老人福祉費は、名倉地区全体で地区敬老会が開催されることに伴い、予算を組み替える必要が生じたので、名倉地区敬老者対象敬老者200名にかかる1名あたり2千円の8節地区敬老事業祝品費を400千円減額し、当日出席された敬

老者数に2千円を乗じた額を加算して交付する19節地区敬老事業交付金を680千円増額する補正です。16ページ4目介護保険費は、認知症への理解、普及啓発、家族の介護負担の軽減を図り、地域で安心して暮らせる社会を形成するため、認知症の方をはじめ、家族、地域住民が参加、交流できる場として認知症カフェを新規に開設する費用として、知識・技術及び人材を有する愛厚ホーム設楽苑への運営事業委託料及び実施に要する備品購入費を新規に計上しています。また、19節の負担金については、介護保険事業の東三河広域連合への移行及び平成29年度特別会計の決算の確定に伴い、東三河広域連合への負担金を増額補正するものです。上段の介護保険料軽減負担金は、当初予算35,000千円に対し、設楽町加入者の保険料、軽減に要した34,336千円の差額654千円を減額し、2段目の国庫支出金等返還額は前年度介護給付費等の実績報告に基づく設楽町分の返還額を東三河広域連合で執行するため、基金残高20,116千円を財源として新規に19,462千円を負担するものであります。3段目の介護保険給付費等準備基金費は、決算剰余金からすでに納付した保険料軽減額を除いた13,746千円に基金残高から国庫支出金等返還金を除いた額、残りの654千円を加算して東三河広域連合第8期介護保険計画準備基金として、設楽町が負担するため新規に14,400千円を計上するものです。この今回の補正によりまして、介護保険特別会計の繰越金及び運営基金残高の全てを東三河広域連合負担金として執行し、介護保険特別会計を廃止したことになります。5目やすらぎの里費は、車椅子利用者及び介護者が円滑にトイレを利用できるよう、トイレの入口を改修するための工事請負費を新規に計上しています。また18節備品購入費は、冷凍冷蔵庫が使用17年目で劣化により冷氣漏れ、腐食、つまり等の不具合が生じていますので、冷蔵冷凍機能の喪失前に早急に対応するため補正するものです。7目国民健康保険費は、特別会計の人件費補正にかかる繰出金補正です。18ページ4款衛生費1項2目予防費は、3月議会の一般質問にかかる町長答弁に基づきさらなる予防接種制度の拡充、インフルエンザ予防対策の強化を図るため、子どもインフルエンザ予防接種について従来の一部助成制度から全額助成へ転換を図る費用として475名分の事業にかかる接種費用を20節扶助費に2,446千円新規計上しています。なお、全額助成に伴いまして、当初予算の重複分の子どもインフルエンザ予防接種委託料、任意予防接種費助成の中の子どもにかかる部分をそれぞれ減額しています。3目つぐ診療所費は、特別会計の人件費補正にかかる繰出金の補正です。6目簡易水道費は、特別会計の人件費補正に要する276千円と、配水管更新工事の補助対象外工事にかかる費用の財源として過疎対策債40,000千円を追加する繰出金の補正です。20ページ5款農林水産業費1項2目農業振興費は、道の駅清嶺におけるレストラン・売店の状態、経営体制を構築する作業に従事する地域おこし協力隊1名を採用するため、協力隊員の4ヶ月分人件費、活動費用をはじめ、募集広告料、住宅にかかる住居借上料、修繕費、設備保守点検料、北設情報ネットワーク引込工事負担金等の所要額をそれぞれの節に新規に1,773千円を計上するもので、い

ずれも特別交付税の対象経費であります。22 ページ 3 目農地費の 15 節工事請負費、農道改良工事は、県の補助金額の確定に伴い事業費を 9,951 千円減額し、かんがい排水工事は、地元からの要望取り下げにより改減、農道開設工事は、農道スタベ線を設楽ダム工事事務所が仮設道として開設することになりましたので改減しています。6 款商工費 1 項 1 目商工総務費の 19 節負担金は起業チャレンジ支援補助金申請が当初予算額を執行したため、今後の申請に対して 1 件分を補正するものです。4 目観光施設管理費は、つく高原グリーンパーク交歓広場の女子トイレ修繕に要する費用です。24 ページ 7 款土木費 2 項 3 目道路改築費の町道等改良工事は、町道田口神田線及び平野清崎線にかかるものでいずれも法面崩壊に対する継続施工としてフェンス設置、コンクリート吹き付けの災害防除工事であり 16,500 千円を増額するものです。26 ページ 5 項 1 目公共下水道費は、特別会計の人件費にかかる繰出金を減額補正するものであります。8 款消防費 1 項 4 目災害対策費は、本庁及び総合支所において、防災業務で使用する高度情報通信ネットワークシステム無停電装置の蓄電池の消耗により、最近システムエラーが頻繁に発生していることから使用期間が 5 年であります。半年前倒しで更新し、安心して運用できるよう、新規に交換委託料を計上するものです。9 款教育費 1 項 2 目事務局費の 8 節報償費は、先の議会全員協議会で説明しました要綱に基づき、小中学校適正配置検討委員会の開催にかかる 3 回分の委員報償を新規に計上したものです。28 ページ 2 項 1 目小学校管理費の 11 節需用費は、名倉小学校のウッドデッキを地区住民がボランティアで塗るための防腐塗装用塗料費でありまして、18 節備品購入費は清嶺小学校の食器消毒保管庫が故障し部品がなく修理不能により保管庫を更新する補正です。30 ページ 5 項 4 目つくグリーンプラザ費は、施設の老朽化により、トレーニング室の蛍光灯安定器及びトレーニング機器の故障やトイレの水洗が閉まらず漏水があることから、適正に管理するための所要額を補正しています。また冷暖房装置が導入後 20 年を経過し、今年の夏に冷房が効かなくなる不具合が生じたので、今後の暖房利用において再発が危惧されることから、エアコンインバータを取り替える修繕費を補正するものです。光熱水費は煙感知器不良修繕等の緊急修繕費の予算にすでに 1,100 千円を流用しましたので、灯油代及びガス料等の高騰分を含め 1,405 千円を増額する補正です。10 款災害復旧費 1 項農林施設災害復旧費 1 目農地災害復旧費の工事費は、7 月初旬、三都橋地区の畑で発生した法面崩壊にかかる災害復旧費で、ブロック積みに対し、個人から分担金を徴収し 2,406 千円を補正するものです。32 ページ 2 項公共施設災害復旧費 1 目道路河川災害復旧費の 15 節は、農地災害同様に、本年 7 月に発生した災害普及に要する費用として、町道名倉津具線の道路陥没に対する暗渠整備ブロック積みに 29,000 千円を増額補正し、国庫災害復旧事業に申請するものであります。

続きまして、歳入ですが、説明書の 4 ページ 5 ページをお願いします。10 款地方交付税 1 項 1 目 1 節の地方交付税の内、普通交付税は本年度の交付額が確定し

たため、当初予算との差額を補正するものであります。12 款分担金及び負担金 1 項 2 目災害復旧事業費分担金 1 節農地等災害復旧事業費分担金は、歳出の農地の法面復旧工事費の 10%分を条例に基づき分担金として徴収する増額であります。14 款国庫支出金 1 項国庫負担金 3 目災害復旧費国庫負担金 1 節公共施設災害復旧費負担金は、歳出補正の町道名倉津具線災害復旧費 29,000 千円に負担率 3 分の 2 を乗じた額を増額するものです。15 款県支出金 1 項県負担金 1 目総務費県負担金、ダム対策費負担金は、農道スタベ線の予算未執行の確定により、当初予算計上額 8,000 千円を改減する補正です。6 ページ 2 項県補助金 4 目農林水産業費県補助金の 3 節は、申請した県補助金額が確定したことに伴い、当初予算から広域農道法面工事及びかんがい排水工事の確定補助金額を差し引いた額を減額するものです。3 項県委託金 1 目総務費県委託金 5 節統計費委託金は、経済センサス調査委託金額の確定によるものです。18 款繰入金 2 項基金繰入金 4 目 1 節の財政調整基金繰入金は、歳入歳出補正額の調整額であり、農林水産事業債の 30,100 千円の追加計上はありますが、普通交付税 53,532 千円の減額、前年度一般会計繰越金 72,280 千円の大幅な減、また職員人件費、子どもインフルエンザ予防接種費助成等の増額などを主なものとして 112,272 千円の財源を増額補正するものです。19 款繰越金は前年度決算額の確定に伴い、当初予算額との差額を補正するものです。一般会計は 72,280 千円の減額補正で、介護保険特別会計は、介護給付費等が見込みより少なかったため、13,081 千円の増額補正です。8 ページ 20 款諸収入 3 項受託事業収入 1 目民生費受託事業収入の介護保険費受託収入は、東三河広域連合からの介護保険地域支援事業受託費の 2,307 千円の減額交付及び認知症カフェ新規開設費 381 千円の追加に伴い、相殺して所要額を減額補正するものです。4 項雑入 4 目雑入 2 節財産管理費収入は、国道 420 号沿いの旧田峯休憩所及び公衆便所にかかる物件移転補償費として 12,535 千円を、23 節老人福祉費収入は明峰福祉会訪問看護ステーション運営費負担金の前年度精算金として 1,421 千円をそれぞれ新規に計上したものであります。25 節介護保険費収入は、介護保険特別会計の廃止に伴い介護保険運営基金を精算金として一般会計へ引き継ぐ 20,117 千円の新規計上です。21 款町債 1 項過疎対策事業債 2 目民生債は、やすらぎの里トイレ改修事業に充当し、3 目衛生費は簡易水道配水管更新工事の対象事業費に 40,000 千円、また超音波診断装置の財源を現在特別会計に計上しています病院事業債から過疎債に切り替えるため 1,300 千円を増額するものです。4 目農林水産事業債 1 節農業債は農道改良事業にかかる事業費及び補助金の減額確定に伴うもので 3,000 千円の減額。2 節林道債は、6 月に補正した小規模林道改良事業及び舗装事業の 7 路線について、過疎債の追加発行協議のため 33,100 千円を追加計上するものです。10 ページ 6 目土木債は、町道田口神田線及び平野清崎線の法面改良工事の財源に、それぞれ充当するため 15,600 千円を追加するものです。3 項臨時財政対策債 1 目 1 節臨時財政対策債は、国による発行限度額が確定したため、当初予算額との差額を減額補正するものです。4 項 1 目 1 節災

害復旧事業債は、町道名倉津具線災害復旧工事の国庫補助金を除く一般財源10,000千円に対しまして8,500千円の災害復旧事業債を充当するための計上です。21款町債の補正状況の全体については、35ページの調書において区分ごとの補正額を掲載しています。

続きまして、議案第46号「平成30年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」について説明します。今回の補正予算は、歳入歳出額にそれぞれ17,941千円を追加し、予算総額を554,463千円とするものです。歳出については、説明書6ページ7ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、移動した職員の人件費補正です。13節委託料は、法改正に伴うコクホラインのシステム改修に要する費用です。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金4目の償還金は、平成29年度療養給付費等及び特定健康診査保健指導事業の実績額に基づき、超過交付分の国庫支出金等が確定しましたので、過年度分返還金として4,043千円を計上するものです。8款基金積立金1項1目基金積立金の25節は、決算繰越金が当初予算を上回っていますので、その差額額から先ほど説明した国庫支出金等過年度分返還金及びコクホラインシステム改修委託料を除いた額を新規に運営基金へ11,380千円積み立てるものです。

続きまして歳入ですが、4ページ5ページをお願いします。7款繰入金1項1目一般会計繰入金の2節職員給与等繰入金は、職員の人事異動による人件費の増額分です。8款繰越金1項1目繰越金の1節前年度繰越金は、決算による実質収支額の確定により当初予算計上額を上回る額を補正するものであります。

続きまして、議案第47号「平成30年度設楽町簡易水道特別会計補正予算(第1号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出額にそれぞれ40,276千円を追加し、予算総額を825,807千円とするものであります。第2条の地方債の補正につきましては、3ページの「第2表地方債補正」に計上する簡易水道施設配水管等更新事業に40,000千円を追加し、限度額を60,000千円に補正するものです。それでは歳出ですが、説明書6ページ7ページをお願いします。1款総務費1項1目総務管理費の2節給料は、職員の人事異動によるものであります。2款事業費2項2目施設整備費の15節は、配水管更新工事の補助対象外工事に要する費用の追加補正であります。

続きまして歳入ですが、4ページ5ページをお願いします。5款繰入金1項1目1節の一般会計繰入金は、歳出の職員人件費及び配水管更新工事費の補正財源として、一般会計から繰り入れるものであります。2項1目の基金繰入金は、導水管移設工事实設計の施工料の変更に伴い、充当している基金繰入金を減額補正するものです。8款町債1項1目1節町債は、水特関係事業費を減額し、田口第2簡易水道配水管更新事業の財源として、水道事業債を40,000千円増額するものです。

続いて議案第48号「平成30年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第1号)」

について説明します。今回の補正は、歳入歳出額にそれぞれ3,600千円を減額し、総額を446,565千円とするものであります。歳出から説明をしますので、6ページ7ページをお願いします。1款総務費1項1目総務管理費は、職員の人事異動に伴う配当人件費の1名減による減額であります。

歳入について説明します。4ページ5ページをお願いします。2款繰入金1項1目1節の一般会計繰入金は、歳出の補正と同様人事異動に伴う職員人件費の一般会計繰入金の減額であります。

最後に議案第49号「平成30年度設楽町つく診療所特別会計補正予算(第1号)」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ966千円を追加し、総額を97,423千円とするものであります。第2条の地方債の補正については、3ページ「第2表地方債補正」に計上する超音波診断装置購入事業の財源として過疎債を充当することになりましたので、病院事業債1,300千円を改減するものです。歳出についてですが、6ページ7ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、人事異動及び昇格職員の人件費補正です。

歳入について、4ページ5ページをお願いします。3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金は、人事異動等に伴う職員人件費分966千円及び超音波診断装置の購入財源として病院事業債から過疎債へ1,300千円振り替えることに伴う一般会計繰入金の増額であります。5款1項1目1節の町債は病院事業債の改減であります。

以上、長々と説明しましたが、一般会計と特別会計の補正予算の説明とさせていただきます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は1件ごとに行います。議案第45号「平成30年度設楽町一般会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 歳入の地方交付税の減額についてお聞きします。その減額の理由と、それから平成30年度の交付税額が決定していたらその額も教えてください。それが予算との開きがあったかどうか合わせて教えていただければと思います。

財政課長 交付税の減額の理由ですけれども、30年度の予算計上をする際に普通交付税につきましては、今までの減少幅を見込んだ予算計上をしておりましたが、平成17年度の過疎債の償還が終了しました。これが約40,000千円ありますので、この部分を見込んでいなかったために、公債費の需要額が大きく減少したというのが1つの理由です。それから費目のほうで、地域経済雇用対策費というのがなくなっていましたので、その部分で約40,000千円近くの減額となりました。で、錯誤額があったものですから、トータルとしてはこの50,000千円強の数字となっております。で、30年度の交付見込額につきましては、合計で22億円という数字が今のところ出ております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

1 加藤 19 ページの 4 款衛生費の子どもインフルエンザ予防接種の費用について、町のほうで英断をいただきまして、100%補助をいただけるということで感謝申し上げたいと思いますが、若干聞き落とした点があるということで、これは何歳から何歳までなのか。おっしゃったかもしれませんが、もう一度確認をお願いします。

それから小さな子供は2回接種をするということで効果が上がるというふう聞いておりますが、それが算定されているかどうかということ。

それからこの情報はぜひ各小中学校、高校等も含めて情報伝達をお願いしたいと思いますが、その情報をどのように伝えていくのかということ教えてください。以上です。

保健福祉センター所長 今回の質問にお答えさせていただきます。内訳という言い方になるかと思いますが、年齢区分はですね、0歳から18歳までということでございます。18歳というのは高校3年生、3月31日、18歳になった年の年齢の3月31日までということなので、高校生全員までを想定しておりますということ。

それから回数、2回のお子さんもみえるということなんですが、0歳から13歳未満までは2回までという、実施ということになっておまして、これは掛ける2ということで積算のほうには反映させていただいております。この分も含めて、全員が接種できる、そこに助成できるという想定で数字を出させていただいております。

最後に情報発信ということですが、こういう形で少しでも地域ですね健康増進に寄与したいということであげさせていただいているものです。で、MAX、全員が接種するという数字をあげさせていただいております。これが本当に全て皆さんがやっていただけるようにということは当然のことでありまして、そのためにホームページだとか広報誌だとか、さまざまな可能な、できる限りの部分で幅広く発信をさせていただき、ぜひ接種していただければというふうを考えております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

6 高森 民生費の17ページをお願いします。そこに委託料として認知症カフェの計上ありますが、これ愛厚ホームでもし成功すれば地域の拠点として、数年次のそういう継続の事業を見越しておられるのか、実験的に1回のみのそういう事業なのか、そのへんの確認をしたいのでお願いします。

町民課長 今回、平成30年度の補正予算で計上させていただいた分については、愛厚ホームさんのほうで、まず9月の末から12月まで毎月、4回ですね、計、これを試行的に実施されるということです。で、1月からは本格実施ということで、予定としては毎月1回開催ということを予定しております。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これでは質疑を終わります。議案第 45 号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 45 号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 46 号「平成 30 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 46 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 46 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 47 号「平成 30 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 47 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 47 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 48 号「平成 30 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第 48 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 48 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 49 号「平成 30 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田 病院事業債から過疎債へ変える理由を教えてください。

財政課長 病院事業債につきましては、交付税算入が見込まれないことから、過疎債

は御存知のとおり交付税算入見込まれますのでそちらのほうに振り替えた方が有利ということで、今回振り替えさせていただきました。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。議案第 49 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 49 号を文教厚生委員会に付託します。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10 時 25 分までとします。

休憩 午前 10 時 13 分

再開 午前 10 時 25 分

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。日程第 10、認定第 1 号「平成 29 年度設楽町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 22、認定第 13 号「平成 29 年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」の 13 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。なお、すでに決算書が配布されており、議員各位におかれましては十分に精査されていると思いますので、要点を簡潔に説明願います。

副町長 それでは、平成 29 年度一般会計及び各特別会計の決算概要について一括して説明しますので、各々の認定議案の朗読につきましては、省略させていただきます。決算書の 9 ページ、実質収支に関する調書をお願いします。一般会計は、歳入総額 5,494,422,866 円、歳出総額 5,324,589,563 円で、その差引額は 169,833,303 円であります。なお、翌年度へ繰り越す財源として、継続費繰次繰越額及び繰越明許費繰越額を除いた実質収支額は 27,720,543 円であります。

それでは一般会計の歳入から説明しますので、15、16 ページをお願いします。町税についてはたばこ税の減少があるものの、法人税の増加により、全体では 5,818,000 円の増です。なお、町税の不納欠損額は 8,376,229 円で、5,086,000 円の増となっています。10 款地方交付税は普通交付税の算定において、人口減少、合併算定替及び算定単位の改正等により前年度より 95,784,000 円という大幅な減額であります。12 款分担金及び負担金については、ほぼ前年度同様です。17、18 ページの 13 款使用料及び手数料については、主な減額要因はつぐ高原グリーンパーク使用料を指定管理者の収入に協定変更したため対前年度比で 30,000,000 円ほどの大幅な減額であります。14 款国庫支出金については、25,839,000 円の増です。その主な要因は、田口宝保育園建設費補助金の 55,895,000 円の増と年金生活者等臨時福祉給付金費補助金の 34,850,000 円の改減を相殺した結果となっています。15 款県支出金については、26,000,000 円ほどの増です。その要因は、設楽ダム関連事業にかかる水源地域整備事業負担金の

92,599,000 円の大幅な増があるものの、県補助金の 48,000,000 円あまりの減、県委託金はあいち森と緑づくり事業委託金の 25,767,000 円を含む県委託金の減額であります。16 款財産収入については、14,354,000 円の増です。前年度の財産貸付収入の内、電源開発鉄塔用地 4,841,000 円の改減、利子の 2,936,000 円の減、財産売払収入のダムにかかる江ヶ沢町有林の土地・立木の売払費 27,815,000 円が主なものです。17 款寄附金については、一般寄附金、ふるさと寄附金とも増額で前年度より 5,669 千円の増です。とりわけ、ふるさと寄附金が 79%伸び 3,669,000 円の増額が顕著なものであります。18 款繰入金については、田口財産区特別会計からの民間保育所運営費補助金や地区集会施設改修費補助金に 9,459,000 円、及び段嶺財産区特別会計からの笠井島ハネコミ太鼓修繕補助金 50,000 円は改増でありまして、また合併振興基金等の各種基金からの繰入金は 122,573,000 円の大幅な増であり、全体では前年度の 3 倍に増額となっております。19 款繰越金については、311,732,000 円の大幅な減であります。20 款諸収入は、全体で 39,273,000 円の増です。主な増加要因は、設楽ダム建設事業にかかる水源地域振興事業助成金等にかかる 40,364,000 円の増であります。21 款町債については、169,189,000 円の増です。その主な増加要因は、宝保育園建設事業等の過疎債の 160,200,000 円の増をはじめ、耐震性貯水槽整備や防災行政無線電波伝搬改善事業にかかる緊急防災・減災事業債の 10,600,000 円の増によるものであります。

それでは、歳出の概要について款別に特徴を簡略に説明しますので、21、22 ページをお願いします。1 款議会費は 66,186,101 円で総額の 1.2%を占め、主に議員、職員等の人件費が 95.1%でありまして 3,757,000 円の減であります。2 款総務費は 839,335,553 円で全体の 15.8%を占め、前年度より 67,873,000 円の減であります。その減少原因の主なものは、町長選挙、町議会議員補欠選挙の改増はあるものの、公共施設等総合管理計画策定業務、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、総合計画策定支援業務、ダム水没者移転完了に伴う生活再建対策事業交付金等の改減によるものです。3 款民生費は 1,079,765,565 円で全体の 20.3%を占め、前年度より 173,030,000 円の増で、福祉全般にかかる費用を支出しています。増加要因は、田口宝保育園改築にかかる補助金について、事業進捗により 175,477,000 円の増によるものです。4 款衛生費は 565,000,565 円で全体の 10.6%を占め、前年度より 43,245,000 円の減で、町民の健康増進や診療所及び簡水特別会計への繰出金等をはじめ環境衛生の経費を支出しています。主な要因は、設楽ダム建設事業に関連する配水管更新工事の増加に伴い簡易水道特別会計への繰出金が 34,150,000 円、つぐ診療所特別会計への繰出金の 4,740,000 円、北設広域事務組合負担金の 20,531,000 円、新斎苑建設にかかる設計委託費等 20,908,000 円の増額はありますが、農業集落排水特別会計及び公共下水道特別会計の繰出金が、それぞれ農林水産業費及び土木費へ移行したための改減となっております。5 款農林水産業費は 529,655,654 円で全体の 9.9%を占め、前年度より

8,884,000 円の微増で、農林業の振興、農林道整備、農業集落排水特別会計繰出金等の経費を支出しています。要因は、農業集落排水特別会計繰出金の移行に伴う 80,843,000 円の改増がある一方、林道工事における県補助金採択額の減額に伴う 34,526,000 円の減、農業委員会費の人件費の減による 4,562,000 千円の減、農業振興費の 27,872,000 円の減額によるものです。6 款商工費は 133,292,958 円で全体の 2.5%を占め、前年度より 3,867,000 円の増であります。商工業及び観光の推進、観光施設及び東海自然歩道の維持管理に要する費用を支出しています。増減の要因は、観光まちづくり基本計画及びアクションプラン策定費 11,977,000 円及び起業チャレンジ支援補助金創設による 4,853,000 円の改増や、グリーンパークバンガロー修繕工事 10,897,000 円、獣害防護柵設置工事費 1,555,000 円の増に対しまして、グリーンパーク指定管理料 28,951,000 円の減が主なものであります。7 款土木費は 658,483,213 円で全体の 12.4%を占め、前年度より 77,570,000 円の増であります。町道・町営住宅の維持管理、公共下水道特別会計繰出金等の経費を支出しています。増加要因は、田口公共下水道建設事業について工事着手したことに伴い、公共下水道特別会計繰出金が土木費へ移行し、109,231,000 円の改増、町道の維持工事費 22,038,000 円の増に対しまして、改良事業費 27,895,000 円の減、簡易水道特別会計繰出金 12,083,000 円の減が主なものであります。8 款消防費は 266,644,951 円で全体の 5.0%を占め、前年度より 10,582,000 円の増で、消防防災対策全般にかかる費用として支出しています。増減要因は、広域消防事務負担金が 3,786,000 円減額したことに對し、防災行政無線にかかる電波伝搬事業や防災行政無線中継所電源バッテリーの購入等 13,737,000 円の改増によるものです。9 款教育費は 489,948,042 円で全体の 9.2%を占め、前年度より 72,958,000 円の増であります。学校教育、社会教育及び教育施設に関する経費を支出しています。増減要因は、歴史民俗資料館建設にかかる委託料の 84,552,000 円の増によるものです。10 款災害復旧費は 1,652,670 円で、幸い平成 29 年度は大きな災害がなかったため 683,000 円の増に留まっています。11 款公債費は 682,675,036 円で全体の 12.8%を占め、前年度より 19,559,000 円の減額であります。12 款諸支出金は 11,949,255 円で全体の 0.2%を占め、前年度より大幅に減額となっています。その原因は、決算状況を踏まえ、減債基金及び公共施設総合管理基金への一般積立金を見送ったことによるものであります。

続きまして、特別会計の決算について説明しますので、再度 1 ページ 2 ページをお開きください。国民健康保険特別会計については、歳入総額 668,856,202 円、歳出総額 649,265,568 円で、その差引額は 19,590,634 円です。被保険者数の減少等に伴う保険給付費の減により、歳出全体では前年度より 5,001,400 円の減であります。なお、平成 30 年 4 月からは新たに県と市町村が保険者となり、一体となって事業を行うよう運営体制が変更されています。

続いて、介護保険特別会計は、歳入総額 899,962,340 円、歳出総額 851,881,218

円で、その差引額は 48,081,122 円です。被保険者数は減少傾向にありますが、平均寿命の延伸により介護需要は年々増加傾向にあり、高額介護サービス費等の増に伴い歳出の前年比は 49,100,000 円の増額であります。なお、本年 4 月から東三河広域連合へ保険者が統合され、29 年度での特別会計の廃止に伴い、介護保険特別会計の決算剰余金 48,081,122 円及び介護保険運営基金 20,116,222 円は一般会計へ引き継がれた後、東三河広域連合事業における設楽町負担金として支出します。

続いて、後期高齢者医療保険特別会計については、歳入歳出総額ともに同額の 208,133,189 円であります。該当となる 75 歳以上人口は減少傾向に伴い、保険料負担額が減額となったものの、後期高齢者医療、広域連合への納付金の増により、歳出全体では 2,165,000 円の増です。

簡易水道等特別会計については、歳入総額 437,947,635 円、歳出総額 437,936,835 円で、差引額は 10,800 円です。設楽ダム建設事業に伴う水没する水道管等の一般補償費の減少や歳出における総務管理費が 56,000,000 円あまり、施設管理費が 40,000,000 円あまり減少する一方、施設整備費が 15,461,000 円の増で、歳出全体では 77,876,000 円の減額です。なお、基金については、清嶺・豊邦簡易水道運営基金と名倉・津具簡易水道運営基金を設楽町簡易水道運営基金へ積み替えています。

続いて、公共下水道特別会計については、歳入歳出総額ともに同額の 143,779,992 円であります。平成 33 年度の一部供用開始を目指し、処理場用地造成等本格的に工事着手したことにより、歳出全体では前年度より 89,452,000 円の大幅な増であります。なお、処理場用地造成工事費の一部 50,000,000 円については繰越明許費として翌年度へ繰り越しています。

続いて、農業集落排水特別会計については、歳入総額 126,430,709 円、歳出総額 126,428,549 円で、差引額は 2,160 円です。処理人口の減少により使用料が減少したことに加え、歳出の抑制による一般会計繰入金の減、また歳出では維持修繕費や管理委託費の伸びがなかったことにより、歳出全体では 3,542,000 円の減少であります。

町営バス特別会計については、歳入歳出総額ともに 34,900,230 円です。平成 29 年度は町営バス車両の更新がありませんでしたので、歳出全体では 9,563,000 円の減少で、経常費用はほぼ同様に執行しています。

つぐ診療所特別会計は、歳入歳出総額ともに 89,847,915 円です。常勤医師の確保に伴う人件費の増、医薬材料費の減により、歳出全体では 6,834,000 円の増であります。

最後に、田口、段嶺、名倉、津具の各財産区特別会計の決算状況については、それぞれ財産の適正な管理運営に努めましたので、本日は決算書をごらんいただくことで説明は省略させていただきます。

12 特別会計全体の額については 2,559,572,772 円で、前年度と比較しまして

65,937,000 円の増であります。

最後になりますが、昨年度に引き続き、地方自治法第 233 条第 5 項に規定する主要な施策を説明する書類としまして、ピンク色の冊子であります決算成果報告書を作成し提出しています。本町では、迅速に情勢の変化に対応し、効果的かつ効率的な行財政運営を推進するため、予算編成と決算を連動させた予算決算マネジメントを推進しています。この P D C A サイクルは厳しい財政状況の中、職員一人ひとりが平成 29 年度決算、そして 30 年度の本年度の事業執行を、平成 31 年度の当初予算編成に活かす意識をより高く持ち、事務事業の状況を整理、分析及び評価することを心掛けて今後取り組んでまいります。また、わかりやすく成果の見える報告書としまして、各会計の収支の推移、前年度比較等の概要については、昨年同様、過去 10 年間の各財政分析指標をグラフ化していますが、今回、実績の成果に加え、事務事業の方向性を指し示す主な指標欄を追加するとともに、総合計画、各個別計画の目標数値に対する経年実績をグラフで表記しています。このほかにも、昨年度と比較し項目の追加、表現方法の変更等、随時見直しを図っていきますので、決算分析の参考にさせていただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

次に、監査委員の決算審査の御意見を、黒柳代表監査委員にお願いします。

代表監査委員 それでは監査の結果を報告します。地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により決算審査に付された、平成 29 年度設楽町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに各基金の運用状況等について意見書により説明します。

審査は平成 30 年 8 月 1 日から 8 月 8 日までの 4 日間で、山口監査委員と実施しました。審査の対象は、平成 29 年度設楽町一般会計及び各特別会計並びに各基金です。一般会計及び特別会計 12 の歳入歳出にかかる決算総額は、歳入総額 8,126,234,388 円、歳出総額 7,884,162,335 円、差引額 242,072,053 円で、その内訳は表 1 一般会計及び表 2 特別会計のとおりです。また一般会計 12 及び特別会計 11 の計 23 基金にかかる決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高の合計額は、前年度末現在高 4,613,195,303 円、決算年度中の増減高 205,208,702 円の減です。決算年度末現在高 4,407,986,601 円であり、その内訳は表 3 各基金の総括表のとおりです。審査に当たっては、決算書附表、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況調書を対象として、計数上の誤りの有無、財政運営の健全性、財産管理の的確性、さらに予算の執行については、関係法令に従い正確かつ効率的に実施されたか等に主眼を置き、例月出納検査及び定例監査の結果も参考にして、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを実施しました。審査の結果として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、

財産に関する調書並びに各基金の運用状況調書の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、計数については適正と認められました。財政状況として、平成 29 年度の決算規模は、一般会計では歳入総額 5,494,422,866 円、歳出総額 5,324,589,563 円、差引額 169,833,303 円となっており、特別会計では歳入総額 2,631,811,522 円、歳出総額 2,559,572,772 円、差引額 72,238,750 円となっています。一般会計の歳出面での決算規模は、28 年度との比較において約 2.3%減少しました。歳入面でも 0.3%の減少となりました。これは平成 30 年度への繰越事業が増加したことが主な要因です。歴史民俗資料館（仮称）及び道の駅清嶺建設工事について、平成 29 年度に行われた入札が不調になり、平成 30 年度へ繰り越されたためです。12 特別会計の歳出決算総額は、平成 28 年度と比較し、2.6%の増額となっております。増加要因としては、公共下水道特別会計において平成 28 年度から処理場建設事業などを着手したことなどによる対前年比 89,450,000 円、164.7%の増加及び介護保険特別会計においては高額介護サービス費の増加などにより対前年比 49,100,000 円、6.1%が増加したことによるものです。減少要因としては、簡易水道特別会計において設楽ダム関連事業による一般補償金が減少したことなどにより対前年比 77,870,000 円、15.1%の減少があります。このほか、国民健康保険特別会計において被保険者数の減少などによる対前年比 5,010,000 円、0.8%の減少及び町営バス特別会計において利用者数の減少などによる対前年比 9,560,000 円、21.5%の減少があります。財政全体として、歳入及び歳出にかかる予算と執行は、概ね効率的かつ効果的に配分され、適正に執行されたものと認められます。財政運営について、国及び地方ともに財政状況が厳しい中、当町においては水源地域整備事業負担金と水源地域振興事業助成金の歳入がありますが、道の駅清嶺建設事業や歴史民俗資料館建設事業の大型事業のほか、設楽ダム関連事業等が計画、執行されていくことから、今後とも健全で適切かつ的確な将来を見据えた財政運営を望みます。改善を要する事項として、道の駅清嶺（仮称）並びに歴史民俗資料館（仮称）の事業については、2 度の入札が不調になるなど建設に大幅な遅れを招いています。この事業は、町の南の玄関口として、観光、商業、農業、文化の発展や情報の発信につながる重要施設であり、早期に建設が進められるよう英智を結集していくこと。また、簡易水道特別会計、農業集落排水特別会計、つぐ診療所特別会計等、特別会計においては、一般会計からの繰入れが大きなウエートを占めており、利用者負担の原則に沿って、収支均衡が少しでも保たれるよう改善していくこと。決算審査の結果は以上です。

議長 提案理由の説明と監査委員の審査意見の報告がありました。監査委員の審査意見について質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしです。お諮りします。認定第 1 号から認定第 13 号までの 13 議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く 11 名で構成す

る決算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。認定第1号から認定第13号までの13議案については、11名による決算特別委員会を設置して、付託して審査することに決定しました。

お諮りします。決算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、1番加藤弘文君、2番今泉吉人君、3番河野清君、4番松下好延君、5番金田文子君、6番高森陽一郎君、7番熊谷勝君、8番土屋浩君、9番山口伸彦君、10番田中邦利君、11番金田敏行君を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。決算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

決算特別委員の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果の報告をお願いします。

お諮りします。ここで暫時休憩とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、暫時休憩とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。決算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に11番金田敏行君、副委員長に5番金田文子君が選任されましたので御承知おきください。

なお、決算特別委員会は、本日このあと12時30分から総務建設委員会所管、9月10日午前9時から文教厚生委員会所管の日程で開催しますのでよろしくお願いします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午前11時10分